

<Q & A>

Q：何をしたの？

A：関西電力の原発の火山灰評価に関する保安規定認可処分の取り消しと執行停止を求める審査請求を全国116名の請求人にて行いました。

Q：審査請求って何？

A：行政不服審査法により、行政処分の取り消し等を求めて法令を管轄する行政庁に審査を求めるものです。

Q：どこが審査するの？

A：原子力規制委員会ですが、実際には原子力規制庁の職員が行います。

Q：何が不服なの？

A：火山灰濃度の改定に伴う保安規定変更認可が昨年12月17日に下されたのですが、その内容が5日前の12月12日に下された報告徴収命令処分と矛盾するのです。

Q：何がどう矛盾するの？

A：原発の火山影響評価では原発の敷地に積もる火山灰の厚み（設計層厚と言います）が基礎になります。耐震評価での基準地震動、津波での基準津波に相当するのが、設計層厚です。関電の原発は設計層厚を10センチとしていましたが、知見の見落とし（京都市越畑地点における大山生竹噴火による25センチの火山灰層）が明らかになり、昨年11月に原子力委員会が過小評価を認めました。そして、12月12日付で関電に対し、設計層厚の再評価を命じました。これが報告徴収命令です。ところが、原子力規制委員会は、5日後に、ダメと認定したはずの設計層厚10センチから算出した火山灰濃度に基づく保安規定に認可処分を下したのです。

Q：なぜ認可してしまったの？

A：猶予期限の年末が迫っていたからだと思われれます。火山灰濃度の策定については一昨年12月に規則改定があり、非常用発電機のフィルター交換の手順などを作り直し、保安規定の変更の認可を受ける必要がでてきたのですが、原発を止めないで済むように、約1年間の猶予期間が設けられました。その期限が昨年12月31日だったのです。認可しないと猶予期間が過ぎてしまい、原発を止めざるをえなくなる、だから原子力規制委員会が助け舟を出し、12月17日の段階で強引に認可してしまったと考えられます。安全性が確認できない状況を承知で認可したのが事実であれば、原子力規制当局としてあるまじき行為だと思います。

Q：何か危ないことがあるの？

A：火山噴火により火山灰の濃度が想定を超えると、非常用発電機のフィルター交換が間に合わなくなり、目詰まりで止まってしまい、電源喪失に至る恐れがあります。

Q：更田委員長は当面噴火はないから止めなくてよいと言っていたのでは？

A：設計層厚の報告聴取命令に関して、更田委員長は確かに記者会見で、当面噴火はないから原発をとめ止めなくてもよい旨、述べていました。しかし、火山灰濃度について、12月31日までだった猶予期限を延長するような話は出ていませんし、手続きを踏んだ形跡もありません。猶予期間は、安全性も考慮して定めたはずです。保安規定認可を強行する言い訳にはなりません。

Q：決定はすぐに出るの？

A：決定が出るまでには時間がかかる恐れがあります。そこで、裁判での仮処分にあたる執行停止命令処分も求めています。これは審理に先立って、先に原発の運転を止める判断をするというものです。

Q：今後はどうなるの？

A：通常ですと、審査請求書に対する弁明書が返ってきます。これに対し、反論書を出すことができます。その過程で口頭意見陳述会が開かれます。法改定により、意見を一方的に述べる場から、質疑の場になりました。ただ、報告徴収命令による設計層厚の変更とそれに伴う保安規定変更等の手続きがすべて終わってしまうと、請求の意味は事実上なくなるので迅速な対応を求めたいと思います。